

第1章

グローバル・ミニマム課税、CFC税制 国際課税に関する 改正の実務ポイント

【この章のエッセンス】

● 所得合算ルール（1-R）による法人課税の対象となる多国籍企業グループは、連結財務諸表におけるユーロベースの総収入金額に基づき判定される。連結財務諸表の作成基準を変更する場合（日本基準からIFRSへの変更等）には、1-R適用に係る影響も考慮することが有用である。M&Aによりグループ全体の総収入金額が増大する場合も同様である。

● 国際最低課税額の課税を判定する国際実効税率や課税標準額の算定は、外国子会社合算（CFC）税制における算定とは異っており、所在地等の情報収集プラットフォームや計算ツールといったシステムを活用、社内・社外の専門家等の

材の活用等といった総合的な対応を検討することが必要となる。

● 経過措置期間にごとに判定する簡易的な構成会社等の所在地にごとに判定する簡易的な適用免除基準が設けられているため、構成会社所在地でM&Aを行う場合等は当該適用免除基準値への影響も考慮することが有用である。

● 所得合算ルール（1-R）による法人課税がない場合には、国際最低課税額確定申告書の申告納税義務はないが、適用免除基準の適用にあたっては、情報申告制度による特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供が義務づけられている。

● CFC税制の改正は、適用関係に注意が必要である（内国法人の2024年4月1日以後開始事業年度）。

デジタル経済に係る国際的課税制度の検討の動向とわが国の対応

(1) デジタル経済に係る国際的課税制度の検討の経緯

デジタル経済に係る国際的課税制度の検討は、OECD租税委員会による「BEPS行動計画1最終報告書：デジタル経済の課税上の課題への対応」(Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy, Action 1-2015 Final Report)の公表(2015年10月)以降、残された課題として、BEPS包括的枠組みの会合において行われてきたものである。

2018年3月に公表された「経

済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る中間報告書」(Tax Challenges Arising from Digitalisation-Interim Report 2018)では、経済のデジタル化に伴う具体的な国際課税上の課題として、国際課税原則の現代化の必要性と軽減税国へのBEPSリスクの増大、デジタル経済により生み出された利益に対する課税権の配分をどのように行うべきかという問題が生じている点が指摘された。

2020年10月公表の、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題―青写真に関する報告書(第1・第2の柱)」(Tax Challenges Arising from Digitalisation - Report on Pillar One Blueprint, Tax Challenges Arising from Digitalisation - Report on Pillar Two Blueprint)では、それぞれの柱の課税制度の詳細な設計図が提示された。青写真の公表後より開始された市中協議(Public Consultation)を経て、2021年7月1日、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための2本の柱からなる解決策に関する声明(Statement on the Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the